

## 子どもたちの生きる力を育むため人権教育としての性教育を求める意見書

本年3月16日、第1回都議会定例会文教委員会における古賀俊昭都議による足立区立中学校での性教育に関する質問に対し、都は3年生を対象とした授業で中絶や避妊に触れたことは「指導要領を超え不適切」と答弁した。しかしながら、七生養護学校裁判高裁判決において、「学習指導要領は基準であり、超える教育は明確な禁止がない限り許容される」とされたように、地域の実情に合った教育は直ちに不適切とは言えない。

現在、インターネットやSNSなどのコミュニケーションツールも進化しており、若者は、性についてのリスク（性的虐待や性的搾取、意図しない妊娠や性感染症）にさらされやすい状況となっている。このような情報の多くが女性の性を商品化し、女性の意思、尊厳を無視するような誤った情報であふれており、AV出演強要やJKビジネスに限らず、傷つき苦しむ少女や女性たちが数多くいるのが現状である。性行動が低年齢化するにもかかわらず、男女ともに妊娠・避妊についての正しい知識を知らされていない現実がある。恋愛関係を誤解し対等ではない関係性（デートDV等）による性交渉や、性暴力が権利侵害だと認識できないことが、被害を拡大している。全国的な統計から中学3年生でも性交体験率が累積で10%、高校3年生では40%に達する現状を踏まえ、人権を守る性教育を早い段階から始めることが重要である。

ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では、9から12歳で妊娠の経過及び避妊で妊娠を防げること、12から15歳で避妊の種類や効果、15から18歳で不妊及び望まない妊娠について学ぶ。この指針は、「誰もが性的に健康である権利、そのための教育を受ける権利がある」と捉え、性の多様性や尊厳から避妊や性暴力の具体的な対応の仕方まで幅広く触れられており、世界の性教育の現場で参考にされている。「ガイダンス」では性について適切な情報を提供し、性について考えたり、議論したりする機会をつくることにより、性行動は促進されるのではなく、むしろ慎重化し、リスクが低減されることが示されている。その結果、ガイダンスに沿った性教育を実施している多くの国々ではエイズ罹患患者が減ってきているが、日本では若者世代の性感染症がふえている現実がある。

日本での性的同意年齢、すなわち性行為の同意能力があるとみなされる年齢の下限は、13歳である。つまり、性行為がどのような行為かを理解し、自分が性行為をしたいかしたくないかを判断できる年齢とされている。だからこそ、学校教育における性教育は、被害を防ぎ、子どもたちが幸せに生きる権利を保障する上でも大変重要である。

足立区では10代での予期せぬ妊娠や出産を防ぎ貧困の連鎖を断ち切るために、授

業は地域の実情に即しているとしている。子どもたちの学びを奪い、東京都全体の健康教育・人権教育としての性教育を大きく後退させるような事態は二度とあってはならない。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、今後も、地域の実情に即した自律的な教育を尊重し、「性の健康と権利」としての包括的人権教育としての性教育を豊かに保障するため、下記のことを要望する。

## 記

- 1 ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿って、学習指導要領等を見直すこと。
- 2 学習指導要領に記載がまだない内容であっても、秋田県教育委員会の事例等地域の実情に合った人権教育としての性教育を認めること。
- 3 性暴力・性被害に遭わないための発達段階に合わせた性教育を、小学校から高校まで実施すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月29日

三鷹市議会議長 宍戸治重